

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日、休日は、
その翌日)

目次
◇選管規則 鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程をここに公布する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程

(目的)

第一条 この規定は、他に特別の定めがあるものを除くほか、県の議会の議員の選挙における公営の立会演説会(以下「立会演説会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催主体)

第二条 鳥取県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)は、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条第一項の規定により、立会演説会を開催すべき町村を指定したときは、その旨を当該町村の選挙管

理委員会に通知するものとする。

2 県委員会は、条例第二条第二項に規定する立会演説会の開催の単位を決定したときは、その旨を市の選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に通知するものとする。

3 市委員会は、前項の通知を受けたときは、直ちにその単位を告示しなければならぬ。

(代理者の証明)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十四条第一項の規定による代理者(以下「代理者」という。)は、立会演説会において演説をしようとするときは、第一号様式による代理者であることを証明する書面をその立会演説会場において市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、証明しがたい事情のあるときは、その旨を証明して証明に代えることができる。

(政党等の意見聴取の日時及び場所の告示)

第四条 県委員会は、条例第三条第三項の規定により政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて意見をきこうとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を告示するものとする。

(参加申出の期日等)

第五条 条例第四条第一項又は条例第五条第一項の規定による立会演説会に加わろうとする旨の申出は、選挙の期日の告示のあつた日から二日以内にならなければならない。

2 条例第六条第一項の規定による立会演説会に加わろうとする旨の申出は、自己の加わろうとする最初の立会演説会の開催の日の四日前までにしなければならない。

3 班別編成の方法によらない立会演説会への参加の申出は第二号様式による申出書を、班別編成の方法による立会演説会への参加の申出は第三号様式による申出書を県委員会に提出してしなければならない。
(演説の順序等のくじを行なう日時及び場所の告示)

第六条 県委員会は、条例第四条第二項及び第四項並びに条例第五条第二項の規定によるくじを行なおうとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を告示するものとする。
(班別編成による場合の所属の班の決定)

第七条 県委員会が、条例第五条第二項の規定により立会演説会における県の議会の議員の候補者(以下「候補者」という。)の所属の班をきめる場合において、同一の政党その他の政治団体に属する候補者が二人以上参加の申出をしているとき(候補者がすべて同一の政党その他の政治団体に属する場合を除く。)は、はじめに政党その他の政治団体について、次に同一の政党その他の政治団体に属する候補者についてそれぞれくじでその順序を定め、まず第一順位になった政党その他の政治団体に属する候補者を第一順位者から順次それぞれの班に属させ、それに続けて第二順位以下の政党その他の政治団体に属する候補者についても同様に順次それぞれの班に属させるものとする。

2 前項の場合において政党その他の政治団体に属しない候補者については、これらの者が一の政治団体に属するものとみなす。

(指定期日後に参加の申出をした者の演説の順序)

第八条 班別編成の方法によらない立会演説会に条例第六条第一項の規定により指定期日後に参加の申出をした候補者の演説の順序は、すでに参加の申出をした候補者の前とする。

2 前項の場合において、同時に参加の申出をした候補者が二人以上あるときは、県委員会がくじによりその演説の順序を定めるものとする。

第九条 班別編成の方法による立会演説会に条例第六条第一項の規定により指定期日後に参加の申出をした候補者の属すべき班は、当該候補者の希望、すでに班に属している候補者の数及び当該候補者の属する政党その他の政治団体を参酌して県委員会が決定するものとする。

2 前項の候補者の演説の順序は、その者が最初に加わる立会演説会についてはすでに参加の申出をした候補者の前とし、次回以後の立会演説会については条例第五条第三項の規定の例による。

3 前項の場合において、同時に参加の申出をした候補者が一の班に二人以上属することとなるときは、県委員会がくじによりその演説の順序を定めるものとする。
(演説の順序の変更)

第十条 立会演説会に加わるべき候補者が、当該立会演説会を開催する日の二日前までに死亡し、立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞した場合又は第十三条第一項の規定により欠席の届出をした場合の当該立会演説会における演説の順序は、当該候補者の次順位以下の者を順次繰り上げたものによる。

2 前項の規定により演説の順序が変更された場合においては、県委員会は、その旨を告示し、あわせて関係のある市町村委員会及び候補者に通知するものとする。

(演説の順序の繰上)

第十一条 立会演説会を司会する者(以下「司会者」という。)は、候補者(候補者であった者を含む。)又は代理者がその演説をすることがで

きる時間の全部又は一部を使用しないために演説が中断された場合は、他の候補者又は代理者を順次繰り上げて演説をさせることができる。

(演説会場に到着すべき時刻)

第十二条 立会演説会において演説をする候補者又は代理者は、最初に演説をすべき者にあつては演説を開始する時刻の十分前までに、その他の者にあつては自己の演説を開始する時刻の五分前までに演説会場に到着して司会者による旨を申し出なければならない。

2 前項に規定する時刻までに演説会場に到着しなかつた候補者又は代理者は、その立会演説会においては演説をすることができない。ただし、司会者は、他の候補者又は代理者の演説が開始されていないとき又は前条の規定により後順位者を繰り上げてもなお演説が中断され、若しくは中断されるおそれがある場合その他正当な事由があると認める場合においては、遅れて到着した候補者又は代理者についての残余の時間又はその者の演説すべき順序にかかわらず、時間を限つてその者に演説をさせることができる。

(欠席の届出)

第十三条 候補者及びその代理者のいずれも立会演説会に出席できない事情があるときは、当該候補者はその立会演説会の開催の日の三日前までにその旨を、第四号様式による届出書により市町村委員会に届け出なければならない。

2 市町村委員会は、前項の届出を受けたときは、直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。

(演説の中止)

第十四条 司会者は、候補者又は代理者がその演説をすることができる時

間を経過してもなお演説を続けるときは、直ちにこれを中止させなければならない。

2 司会者は、停電、拡声機の故障その他やむを得ない事由により演説を続けることができなくなつたと認めるときは、演説を一時中止させ、その事由がなくなつてから演説を続行させることができる。この場合において、演説を中止させた時間は、候補者及び代理者の演説の時間に算入しない。

3 前項の規定により司会者が演説を中止させたときは、市町村委員会は直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。

(演説を行なわなかつた旨の報告)

第十五条 市町村委員会は、第十三条第一項の規定による欠席の届出のあつた候補者以外の候補者又は代理者が、演説を行なうべき時間に演説を行なわなかつたときは、直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。

(演説会を行なわない場合)

第十六条 条例第四条第一項の規定により班別編成の方法によらない立会演説会に参加の申出をした候補者が二人に達しないときは、その立会演説会を行なわない。ただし、条例第六条第一項の規定による参加の申出があつたため、その立会演説会に参加することのできる候補者が二人以上となる場合は、この限りでない。

2 条例第五条第一項の規定により班別編成の方法による立会演説会に参加の申出をした候補者について、その所属の班をきめる場合において、一の班に属する候補者が二人に達しないときは、その班の立会演説会は行なわない。ただし、条例第六条第一項の規定による参加の申出があつ

たため、その班に属することのできる候補者が二人以上となる場合は、この限りでない。

3 候補者が死亡し、立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることとを辞したため、立会演説会の開催の日の前日においてその立会演説会に参加することのできる候補者が二人に達しなくなったときは、その立会演説会は行なわれない。候補者から第十三条第一項の規定による欠席の届出がなされたため、演説を行なうことのできる候補者が二人に達しなくなったときも、また、同様とする。

(他の班への参加)

第十七条 班別編成の方法による立会演説会において、前条第二項本文及び同条第三項前段の規定により一の班の立会演説会を行なわなくなった場合においては、その班に属した候補者の申出により、他の班の立会演説会に参加させることができる。この場合において、その候補者の参加の申出及び演説の順序については、第五条第二項及び第九条第二項の規定の例による。

2 県委員会は、前項の規定により当該候補者を他の班の立会演説会に参加させた場合は、その旨を告示し、あわせて関係のある市町村委員会及び候補者に通知するものとする。

(開催周知の掲示の場所)

第十八条 市町村委員会は、条例第八条第一項の規定による立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行なうべき候補者の氏名及び党派別の掲示(以下「氏名等の掲示」という。)をする場所をあらかじめ定めておかなければならない。この場合における掲示の場所は、選挙運動期間中は変更することができない。ただし、天災その他避けることので

きない事故によりその場所に掲示することができないときはこの限りでない。

(掲示の掲載の順序)

第十九条 条例第八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序は、その立会演説会における候補者の演説の順序による。

(掲示の掲載の順序の変更等)

第二十条 市町村委員会は、氏名等の掲示をした後に条例第六条第三項及び第十七条第二項の規定による通知があつたときは、前条の規定にかかわらず、その通知にかかる候補者の氏名及び党派をすで行なつた掲示の末尾に掲載しなければならない。

2 氏名等の掲示をした後に条例第七条の規定により演説の順序が変更されたときは、その氏名等の掲示の掲載の順序は、前条の規定にかかわらず、変更前の演説の順序による。

3 市町村委員会は、氏名等の掲示をした後に候補者が死亡し又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞した場合にかかる第十条第二項の通知を受けたときは、その通知にかかる候補者に関する部分を抹消しなければならない。

4 条例第八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示をする場合において、候補者から第十三条第一項の届出があつたときは、当該候補者の氏名及び党派は掲載しない。ただし、市町村委員会は、氏名等の掲示をした後に候補者から第十三条第一項の届出があつたときは、当該候補者の氏名の下に「(欠席)」と表示しなければならない。

5 市町村委員会は、氏名等の掲示をした後に第十六条第三項の規定により立会演説会を行なわなくなったときは、すみやかにその掲示をとり除

かなければならない。

(掲示及び表示の方法)

第二十一条 条例第八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示及び演説会場の表示は、その市町村委員会が開催するすべての立会演説会を通じて同一の様式及び大きさでしなければならない。

2 条例第八条第二項の規定による演説会場の表示は、第五号様式に準じてしなければならない。

3 条例第八条の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示をする場合において、字数が二十をこえる名称を有する政党その他の政治団体に属する候補者の党派については、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十八条第四項の略称のみを掲載するものとする。

(演説会中止の告示等)

第二十二条 県委員会は、条例第九条第一項の規定により、立会演説会開催の手続を中止する場合は、直ちにその旨を告示し、あわせて関係のある市町村委員会及び候補者に通知するものとする。

2 市町村委員会は、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により立会演説会の開催が不能となつたときは、直ちに県委員会に報告しなければならない。この場合において、県委員会は、直ちに関係のある候補者に通知するものとする。

(司会者の決定等)

第二十三条 市町村委員会は、その市町村委員会の委員又は書記のうちから、司会者を定めなければならない。

2 候補者及び代理者は、立会演説会の実施に関しては、司会者の指示に従わなければならない。

(秩序保持者)

第二十四条 市町村委員会は、司会者とその市町村委員会の委員以外の者である場合には、委員のうちから立会演説会の秩序を保持する者をあらかじめ定めておかなければならない。

(演説会場の設備)

第二十五条 市町村委員会は、立会演説会を開催する場合には、照明、演壇、拡声機、聴衆席、時計、その他立会演説会の開催のために必要な設備をしなければならない。

(その他必要な措置)

第二十六条 県委員会の委員長は、この規程に定めるものを除くほか、立会演説会を円滑に実施するため必要な措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、次の一般選挙から施行する。

第一号様式

立会演説会代理演説証明書

住 所

党 派

氏 名

生年月日

右の者は昭和何年何月何日貴

市 町 村

議員選挙立会演説会に私の代理として演説を行なうものであることを証明します。

昭 和 何 年 何 月 何 日

候 補 者 氏 名

候 補 者 氏 名

何市(町)・(村)選挙管理委員会委員長(氏名)あて
第二号様式
 立会演説会参加申出書

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例第四条第一項の規定により
 昭和何年何月何日執行の鳥取県議会議員選挙の立会演説会に参加したいの
 で希望の順位を添えて申し出ます。

昭和何年何月何日

住所

候補者 党派

氏名

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)あて

開催日時	開催市町村	会場	参加希望順位	不参加	備考

第三号様式

立会演説会参加申出書

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例第五条第一項の規定により
 昭和何年何月何日執行の鳥取県議会議員選挙における立会演説会に参加し
 たいので申し出ます。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

昭和何年何月何日

住所

候補者 党派

氏名

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)あて

第四号様式

立会演説会欠席届

昭和何年何月何日貴
 市町村において開催される鳥取県議会議員選挙
 立会演説会には何々の事由により出席できないので届け出ます。

昭和何年何月何日

候補者氏名

何市(町)・(村)選挙管理委員会委員長あて

第五号様式

鳥取県議会議員選挙
 立 会 演 説 会 場
 何市(町)・(村)選挙管理委員会

㊦

㊦